

道民の健康づくり推進協議会設置要領

1 目的

道民の健康づくりの総合的な推進に関し協議を行うことを目的として、学識経験者等からの意見聴取を行うため、道民の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 議題

- (1) 道民の健康づくりの普及啓発に関すること
- (2) 北海道健康増進計画「すこやか北海道21」の推進に関すること
- (3) その他必要な事項

3 構成

- (1) 協議会は、15名以内の委員で構成する。
- (2) 委員は、学識経験者等の中から保健福祉部長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は2年以内とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員長は委員を代表し、会務を総括する。
- (3) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (4) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

5 専門部会の設置

- (1) 委員長は、必要があると認めたときは、専門部会を設置することができる。
- (2) 専門部会の委員は、委員長が指名する。
- (3) 専門部会は、委員長が招集し、委員長から付託された事項を協議する。

6 設置期限

- (1) 協議会は、令和4年3月31日まで設置するものとする。
- (2) 協議会は、令和2年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 その他

- (1) 協議会の事務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成8年6月3日から施行する。
改正後の要領は、平成12年4月3日から施行する。
改正後の要領は、平成13年5月21日から施行する。
改正後の要領は、平成18年4月3日から施行する。
改正後の要領は、平成21年4月24日から施行する。
改正後の要領は、平成22年6月14日から施行する。
改正後の要領は、平成25年4月30日から施行する。
改正後の要領は、平成28年4月1日から施行する。
改正後の要領は、平成28年4月13日から施行する。
改正後の要領は、平成30年5月9日から施行する。
改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。